

新型コロナウイルスの問題が叫ばれるようになってから既に数か月が経つ中、現在におきましても収束の糸口すら見いだすことができておりません。むしろ、東京オリンピックの延期をはじめ、日本のみならず海外におきましても混乱が拡大する様相を呈しています。

このような新型コロナウイルスによる混乱を受けて、Squire Patton Boggsの海外オフィスの弁護士が、新型コロナウイルスに関連する法的問題及び対応方法をテーマに本記事を作成致しましたので、下記にあるURLをご参照ください。この英文記事につきまして、東京オフィスの弁護士による日本語要約も併せて作成しておりますので、新型コロナウイルス問題への対応をご検討頂く際にご参照頂ければと存じます。また、新型コロナウイルス問題に関するご相談、本記事の内容についてご不明点、ご質問がございましたら、東京オフィスの担当弁護士までご連絡頂ければ幸いです。こちらの記事及び要約を通じまして、少しでもクライアントの皆様のお役に立つべく、こちらからも情報発信をさせていただき所存でございますのでお気軽にご相談ください。

スクワイヤ外国法共同事業法律事務所

### Is It Force Majeure or Something Else?

新型コロナウイルス (COVID-19) は不可抗力か?

Global (2020年3月23日)

Force Majeure条項、いわゆる不可抗力条項は契約当事者を契約上の義務から解放する条項ですが、その適用要件、法律効果は契約により大幅に異なります。例えば、今般の新型コロナウイルスは「epidemic」又は「pandemic」のいずれに該当するのでしょうか。WHOは新型コロナウイルスは「pandemic」にあたるとしていますが、契約書において「epidemic」のみが記載され、「pandemic」が記載されていない場合には特に問題となります。また、契約上の義務の履行の妨げとなった出来事、これも慎重に分析を行わなければなりません。新型コロナウイルス自体なのか、それによる政府の禁止命令なのか、政府の拘束力を伴わない要請なのか、当事者の社内規定なのかなど、いずれであるかによりForce Majeure条項の適用の有無が左右され得ます。これらの複雑な問題を伴うことから、Force Majeure条項の適用を検討されている方は、まず弁護士に相談することをお勧めします。

[www.squirepattonboggs.com/-/media/files/insights/publications/2020/03/coronavirus-disease-2019-covid-19-is-it-force-majeure-or-something-else/coronavirus-disease-2019-covid-19-is-it-force-majeure-or-something-else.pdf](http://www.squirepattonboggs.com/-/media/files/insights/publications/2020/03/coronavirus-disease-2019-covid-19-is-it-force-majeure-or-something-else/coronavirus-disease-2019-covid-19-is-it-force-majeure-or-something-else.pdf)